

# 平成28年度改定後の注意点 1

平成28年5月30日

千葉県歯科医師会社会保険委員会

- 1 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合
  - C病名での請求：「Ce」病名で請求してください。
  - かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所ではないのに260点での請求：フッ化物歯面塗布処置 3エナメル質初期う蝕に罹患している場合の120点で請求をしてください。
  
- 2 フッ化物歯面塗布処置の摘要欄記載
  - 初回の場合は「F局 初回」
  - 2回目以降の場合は 「F局 2回目以降 前回実施月」を摘要欄に記載してください。
  
- 3 歯科疾患管理料 フッ化物洗口指導加算 40点
  - 4歳以上のう蝕多発傾向者であり、年齢に応じた歯数の歯冠修復が終了していないと算定できません。
  - 病名は「C（管理中）」となります。
  
- 4 機械的歯面清掃処置の摘要欄記載
  - 初回の場合は「歯清 初回」
  - 2回目以降の場合は 「歯清 2回目以降 前回実施月」を摘要欄に記載してください。
  
- 5 暫間固定の摘要欄記載

今回の改定からエナメルボンドシステムだけではなく全ての暫間固定に摘要欄記載が必要となりました。

  - 「暫間固定を行った部位 その方法 前回実施年月日（初回は「1回目」） 歯周外科を行う予定であるか否か」
  - 例 「3干3 線結紮法 1回目 歯周外科を予定」

## 6 補綴時診断料

- 義歯修理は補診の算定はできません。増歯修理と床裏装をする場合に補診70点を算定できます。
- 増歯修理をする場合の補診70点を算定した場合のみ摘要欄記載が必要となりました。
- 「補診 前回実施年月日（初回の場合は「1回目）」

## 7 ポンティックの除去

- 「切断」という言葉が削除されましたので、除去したポンティックの歯数に合わせた点数となります。
- 例  
⑥5④」ブリッジ不適 除去32点×3  
摘要欄記載 64」 FMC除去 5」 ポンティック除去

## 8 歯冠補綴時色調採得検査の摘要欄記載

- 「色調 歯冠補綴物の部位」を摘要欄に記載してください。

## 9 歯科治療総合医療管理料（医管）Ⅰ、Ⅱの摘要欄記載

- 医管Ⅰは、「紹介元の保険医療機関の名称」
- 医管Ⅱは、「当該管理の対象となる医科の主病名」
- 医管Ⅱ 高血圧性疾患、虚血性心疾患、不整脈、心不全、脳血管疾患